

平成 25 年 7 月 25 日

お疲れ様です。連絡係の稲垣です。

うーん今日の暑さはなんじゃろな？全くもって思考も停止そうでした。

さて、地域の情報を転送します。

貴事業所（居宅支援）さまには該当しない情報かもしれませんが、併設事業所などで、該当のケースがありましたら、ご確認ください。お願いします。

以下のキーワードから、かなりの事業所さんの夏祭りに該当しそうです

8/1～の施行

不特定多数（苑内だけは〇）に向けた催し

消火器設置義務

消防署への届出

よろしくご査収ください。

介護施設事業者各位

各務原市高齢福祉課長 山下修司

昨年の 8 月に京都府福知山市で行われた花火大会において、死者 3 名、負傷者 56 名という甚大な被害を伴う火災発生しました。

この火災を踏まえ、火災予防条例の一部改正され 8 月 1 日から施行されます。

この一部改正は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し（屋外・屋内）に際して、対象火気器具等を使用する場合には消火器の準備をしたうえで使用すること及び露店等開設届の消防署長への提出などの規定が追加されました。

つきましては、各施設等において屋外及び屋内における催しを開催される場合には、火災予防条例の規定し従い防火安全対策の徹底をして開催されますようお願いいたします。

露店等開設届は管轄の消防署へ提出して下さい。

また、露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付して下さい。

市ホームページ掲載

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/4925/001840.html>

「消防本部からのお知らせ」

・屋外、屋内における催しで消火器の準備、露店等開設届について」
内容の詳細・届出書等のダウンロードに活用して下さい。

《対象となる催し》

- ・一時的に一定の場所に不特定多数の者が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、祭礼、縁日、花火大会、展示会そのた多数の者が集合する催しのように一定の社会的広がりを有するものが対象
- ・集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園の父母が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が集まる催しは対象外）

《対象火気器具等とは》

- ・液体・気体・固体燃料を熱源とする器具（コンロ、ストーブ等）
- ・電気を熱源とする器具（電気コンロ、電気ヒーター、電子レンジ等）
- ・使用に際し火災の発生するおそれのある器具（火消しつぼ、発電機等）

《消火器》

- ・業務用の消火器を設置（家庭用消火器は設置不可）

問合せ先

消防本部予防課

TEL：382-3137